

発注機関	工事委託番号	工事業務名	施工場所	工事業務種別	契約の相手方の商号又は名称	契約の相手方の住所	契約締結日 (変更契約締結日)	施工履行期間自	施工履行期間至	契約金額円	工事業務概要	変更理由	変更回数
長良川上流河川開発工事事務所	第20号	公共内ヶ谷治水ダム建設事業(地質調査業務)	木曾川水系 亀尾島川郡上市 大和町 内ヶ谷	地質調査	興垂開発(株) 岐阜営業所	岐阜県岐阜市敷島町9-9-1-302	平成25年6月14日	平成25年6月14日	平成26年3月20日	14,171,010	地質調査 ボーリング調査 N=10本	-	(当初)
平成26年3月14日							平成25年6月14日	平成26年8月29日	14,594,154	地質調査 ボーリング調査 N=8本	委託業務変更事務処理要領第4(1)ア:降雨により本調査地へのアクセス道路の斜面が崩壊したため、埋塞土砂の除去を行い調査地までのルートを確認した。なお、その復旧に不測の日数を変更することとなったため、工期を平成26年8月29日まで延期した。(2)エ:ボーリング調査位置について、別業務にて実施している道路及び橋梁設計検討の結果、当初擁壁工を計画していた箇所がブロック積で対応可能であったため、ボーリング箇所数を減じた。また、橋梁渡河位置が変更となったため、調査地までのモノレール運搬を追加した。	2回目	
平成26年8月25日							平成25年6月14日	平成26年9月30日	15,578,034	地質調査 ボーリング調査 N=8本	委託業務変更事務処理要領第4(1)ア:平成26年8月豪雨により本調査地へのアクセス道路そばの沢から土砂や転石等が流出し、車両の通行が不可能となり、その土砂や転石等の除去を行った。	4回目	
長良川上流河川開発工事事務所	第25-3号	公共内ヶ谷治水ダム建設事業(工事用道路)	木曾川水系 亀尾島川郡上市 大和町 内ヶ谷	土木一式	(株)三島組	岐阜県郡上市大和町万場2555	平成25年11月29日	平成25年11月29日	平成26年3月20日	64,050,000	施工延長 L=975.9m (NO.1+15.0~NO.27,NO.31~NO.52) 土工掘削工 V=6,770m ³ 、盛土工 V=12,900m ³ 法面整形工 A=5,910m ² 、搬入土 V=7,310m ³ 排水工 現場打ち横断側溝 L=60m、現場打ち集水枡 N=12箇所 岩盤部側溝 L=181m、L型側溝 L=269m PU側溝 L=550m	-	(当初)
平成26年3月13日							平成25年11月29日	平成26年8月31日	54,341,280	施工延長 L=780.0m (NO.9~NO.27,NO.31~NO.52) 土工掘削工 V=7,080m ³ 、盛土工 V=10,310m ³ 法面整形工 A=5,060m ² 、搬入土 V=4,110m ³ 排水工 現場打ち横断側溝 L=45m、現場打ち集水枡 N=9箇所 岩盤部側溝 L=50m、L型側溝 L=260m PU側溝 L=550m	工事事務処理要領第4(1)ア:現地詳細測量の結果、降雨により一部法面及び路側の崩壊等があり、計画変更を行うとともに計画変更にかかる時間を要するため、工期を延長したい。また、新たに一部区間で構造物が必要となり、地質調査及び詳細設計検討が必要となったため、一部不施工とし、次年度の施工をしたい。	1回目	
平成26年7月1日							平成25年11月29日	平成26年8月31日	54,862,920	施工延長 L=830.887m (NO.9~NO.27,NO.31~NO.52) 土工掘削工 V=7,030m ³ 、盛土工 V=2,180m ³ 法面整形工 A=5,910m ² 、搬入土 V=6,390m ³ 排水工 現場打ち横断側溝 L=5m、現場打ち集水枡 N=3箇所 岩盤部側溝 L=0m、L型側溝 L=0m PU側溝 L=49m	建設工事変更事務処理要領第4(3)ア:現地詳細測量の結果、切土掘削線が既設付替市道の路肩に近接することから、当初設計とおり切土で施工すると、その後の降雨等による影響で、既設付替市道が崩落する恐れがあるため、路側礫石積工に変更し、既設付替市道の安定を図りたい。 建設工事変更事務処理要領第4(2)キ:工事請負契約約款第25条第6項のインフレスライド条項にも続き、スライド額を計上したい。	2回目	
長良川上流河川開発工事事務所	第25-8号	公共内ヶ谷治水ダム建設事業(トンネル照明設置(整備))	郡上市 大和町 内ヶ谷	電気	サンテック(株)	岐阜県郡上市白鳥町白鳥1056-1	平成26年2月4日	平成26年2月4日	平成26年10月6日	23,544,000	施工延長 L=572.0m W=6.5m(瀬戸・戈熊トンネル) トンネル照明設備工(基本照明・入口照明) LED40W N=21台 LED40W 電池内蔵 N=3台 NX135W 再設置 N=4台 NX 90W 再設置 N=6台 NX 55W 再設置 N=4台、NX 35W 再設置 N=5台	-	(当初)
平成26年4月4日							平成26年2月4日	平成26年10月6日	23,842,080	施工延長 L=572.0m W=6.5m(瀬戸・戈熊トンネル) トンネル照明設備工(基本照明・入口照明) LED40W N=20台 LED40W 電池内蔵 N=4台 NX135W 再設置 N=4台 NX 90W 再設置 N=6台 NX 55W 再設置 N=4台、NX 35W 再設置 N=5台	建設工事事務処理要領 第4(3)設計図書の不具合によるもの 照明器具の数量が図面と仕様書で一致していないため、正しい数量に変更したい。	1回目	
平成26年8月13日							平成26年2月4日	平成26年10月6日	24,445,800	施工延長 L=572.0m W=6.5m(瀬戸・戈熊トンネル) トンネル照明設備工(基本照明・入口照明) LED40W N=20台 LED40W 電池内蔵 N=4台 NX135W 再設置 N=4台 NX 90W 再設置 N=6台 NX 55W 再設置 N=4台、NX 35W 再設置 N=5台	建設工事事務処理要領 第4(2)発注時に確認が困難なものの ク 工事にあたり現地を詳細に測量したところ、受配電盤、ハンドホール及び電柱の位置により、それぞれを繋ぐ配管工や配線工の延長に変更が生じた。 キ 工事請負契約約款第25条第6項のインフレスライド条項に基づき、スライド額を計上したい。	2回目	